

【特定事業所集中減算に係る手続きについて】

1 特定事業所集中減算とは

特定事業所集中減算とは、毎年度2回、居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画について判定し、各居宅サービスについて、同一法人の事業所の割合が**80%**を超える場合に、すべての利用者に対して1月につき1件200単位を半年の間減算します。特定事業所集中減算が適用されている期間は、特定事業所加算を算定することができないためご注意ください。

なお、正当な理由の範囲に該当する計画がある場合は、その分を除外して計算します。

2 判定期間及び減算適用期間

	判定期間	減算適用期間	届出期日
前期	前年度3月1日から当年度8月末日	当年度10月1日から3月31日	9月15日まで
後期	当年度9月1日から当年度2月末日	次年度4月1日から9月30日	3月15日まで

※届出期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が届出期日となります。

3 判定対象サービス（居宅介護支援事業所が給付管理する以下のサービスが対象）

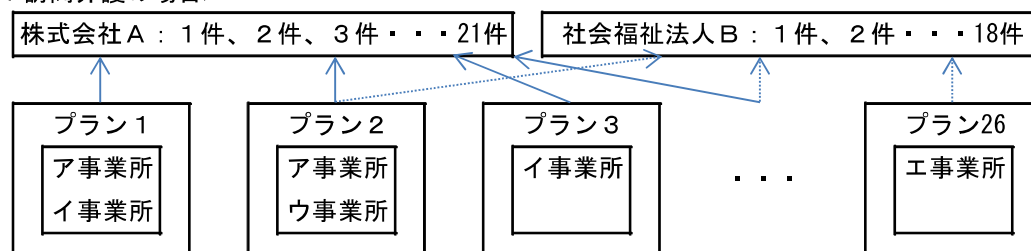
訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

4 判定方法

判定期間に給付管理された居宅サービス計画（予防含まず）につき、サービスを位置付けた居宅サービスごと（*）に、最も紹介件数の多い法人（「紹介率最高法人」）に位置付けられた計画数の割合を算出し、いずれかのサービスのうち一つでも80%を超えた場合、減算適用期間は居宅介護支援費がすべて減算されます。ただし、正当な理由の範囲に該当する計画がある場合は、その分を除外して計算します。

- * サービスが位置付けられていれば、サービス利用の有無にかかわらず算定対象としますが、居宅サービス計画が介護報酬の請求対象とならない場合は除きます。
- * 通所介護及び地域密着型通所介護は、合わせて紹介率を計算することもできます。

〈例：訪問介護の場合〉



※ア、イ：株式会社Aが運営する訪問介護事業所

ウ、エ：社会福祉法人Bが運営する訪問介護事業所

株 式 会 社 A：訪問介護を位置付けた居宅サービス計画26件のうち、株式会社Aが運営する事業所に位置付けられた計画数は21件なので、
 $21 \div 26 \times 100 \div 80.7\%$

社 会 福 祉 法 人 B：訪問介護を位置付けた居宅サービス計画26件のうち、社会福祉法人Bが運営する事業所に位置付けられた計画数は18件なので、
 $18 \div 26 \times 100 \div 69.2\%$

このような計算を、居宅サービスごとに行い、いずれかで80%を超えている場合、特定事業所集中減算の対象となります。上記の例では、訪問介護について株式会社Aに位置付けられた計画数割合が80.7%と80%を超えているため、正当な理由がなければ減算対象となります。

実際の計算については、「特定事業所集中減算届出書に係る計算書」等を活用してください。

特定事業所集中減算に係る届出の提出方法について

イ 特定事業所集中減算に係る判定結果が80%を超えていた場合

80%を超えたサービスが一つでもあった場合、正当な理由の有無に関係なく東三河広域連合介護保険課へ「特定事業所集中減算届出書」及び80%を超えたサービスの「[参考様式]特定事業所集中減算届出書に係る計算書」を提出してください。80%を超えないサービスについては提出は不要です。ただし、80%を超えるサービスがなかった場合も、「特定事業所集中減算届出書」及び各サービスの「計算書」は事業所で5年間保管してください。

ロ 新規に減算となる場合又は減算でなくなる場合

新規に減算となる場合又は減算でなくなる場合は、イの書類に加えて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を添付して提出してください。

ハ 紹介率最高法人の事業所が各サービスごとに3事業所以上の場合

紹介率最高法人の事業所が各サービスごとに3事業所以上の場合は、イの書類に加えて「同一法人事業所一覧」も添付してください。

ニ 正当な理由を届け出る場合

正当な理由の範囲に該当する計画がある場合は、イの書類に加えて「正当な理由の範囲」を添付してください。ただし、「正当な理由の範囲」のうち⑤・⑥・⑦・⑧の理由を届け出る場合は、さらに以下の書類が必要となります。

- ⑤…「計算で除外するケアプラン等の写し」
「利用者が事業所を希望したことがわかる書類」
「地域ケア会議等でケアプランについて支援内容の意見・助言を受けていることがわかる書類」
- ⑥…「正当な理由の範囲に係る事業所一覧」
- ⑦⑧…「正当な理由の範囲に係る事業所一覧」
「計算で除外するケアプラン等の写し」

正当な理由の範囲

[illegible]

算定結果が80%を超えた場合であっても、以下のいずれかに該当する場合は特定事業所集中減算の対象外とする。②及び③に該当しない場合は、算定結果が80%を超えたサービスごとに、以下のいずれかに該当すること。また、⑤～⑧については正当な理由に該当するケアプランを除外して計算することとし、⑥～⑧については※の要件も満たすこと。

①【全サービス共通】 当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、対象となるサービス種別の事業所が5事業所未満である。 <table border="1" data-bbox="244 474 1195 553"> <tr> <td data-bbox="244 474 533 517">通常の実業の実施地域</td> <td data-bbox="533 474 1195 517"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 517 533 553">①該当サービス</td> <td data-bbox="533 517 1195 553"></td> </tr> </table>	通常の実業の実施地域		①該当サービス		はい ・ いいえ
通常の実業の実施地域					
①該当サービス					
② 当該居宅介護支援事業所が特別地域加算を受けている。	はい ・ いいえ				
③ 判定期間における月平均のケアプラン数（介護予防を除く）が20件以下である。	はい ・ いいえ				
④【全サービス共通】 サービス毎に計算した場合に、対象となるサービス種別を位置付けているプラン件数が、判定期間におけるひと月当たりの平均で10件以下である。 <table border="1" data-bbox="244 714 1195 752"> <tr> <td data-bbox="244 714 533 752">④該当サービス</td> <td data-bbox="533 714 1195 752"></td> </tr> </table>	④該当サービス		はい ・ いいえ		
④該当サービス					
⑤【全サービス共通】 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合であって、地域ケア会議等で支援内容の意見・助言を受けているケアプランを除外し、計算すると算定結果が80%以下となる。	はい ・ いいえ				
※当該居宅介護支援事業所が情報公表制度における訪問調査を自主的に実施し、判定時に除外する居宅サービス事業所が情報公表制度における公表を行っている。	はい ・ いいえ				
⑥【訪問介護、(地域密着型)通所介護】 紹介率最高法人の事業所のうち、 ＜訪問介護＞ 特定事業所加算及び処遇改善加算を算定している事業所がある場合、その事業所を除外し計算すると算定結果が80%以下となる。 ＜通所介護＞ 栄養改善体制加算、口腔機能向上体制加算及び個別機能訓練体制加算の3加算を全て算定している事業所がある場合、その事業所を除外し計算すると算定結果が80%以下となる。	はい ・ いいえ				
⑦【訪問介護】 紹介率最高法人の事業所のうち、通院等乗降介助の行える事業所が、当該居宅介護支援事業所の通常の実業の実施地域に5事業所未満であり、当該事業所の通院等乗降介助を記載しているケアプランを除外し、計算すると80%以下となる。	はい ・ いいえ				
⑧【(地域密着型)通所介護】 紹介率最高法人の事業所のうち、事業所を選んだ理由として、利用者の居宅から最も近い事業所であるということが、アセスメント又はケアプラン等に明記されている者がいる場合、該当するケアプランを除外し、計算すると算定結果が80%以下となる。	はい ・ いいえ				

【計算】⑤⑥⑦⑧に該当する場合は、サービスごとに計算すること

イ：ハのうち、紹介率最高法人が計画に含まれているケアプラン件数

ロ：イのうち、⑥の該当事業所及び⑦⑧の該当ケアプランを除いたケアプラン件数

(⑦は通院等乗降介助、⑧は近距離であることが位置付けられたケアプランのみ除外できます)

ハ：該当サービスを位置付けたケアプラン件数

サービス名					正当な理由の番号			
判定期間	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計	判定結果 a÷b×100
	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
イ								
ロ							a	
ハ							b	

ページ数 1 /

「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する 宿泊サービス事業の指針」の概要

1 目的

通所介護事業所で事業者が宿泊サービスを提供する場合に最低限遵守すべき指針（ガイドライン）となる事項を定めることにより、利用者の尊厳保持及び安全確保を図る。

2 適用の対象

通所介護事業所の設備の一部等を使用して、通所介護事業の営業時間外に、利用者に宿泊サービスを提供する事業所のうち県が所管するもの

- ただし、政令市、中核市、市町村所管の事業所についても、類似の指針等が定められていない場合は、この指針に準じて取扱う。
- 通所介護事業所と同一建物内の指定区画外または同一敷地の別の建物内において宿泊サービスを提供する場合も含む。
- 有料老人ホーム等他法・他制度に該当しないもの

3 主な指針

（１）基本方針

- 宿泊サービスの利用は、原則、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所を含む）の介護支援専門員等が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）への位置付けが必要であり、そのケアプランは適切なアセスメント及びサービス担当者会議の開催等一連のプロセスを経たものであること

（２）提供日数

- 短期間の利用として宿泊サービスを提供
- 利用者のやむを得ない事情により連続利用する場合でも、原則３０日以内
- 連泊の上限３０日を超える場合は、介護支援専門員等が実施状況の把握（モニタリング）を行い、期間延長の是非を判断
- 要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えない（年間の最大利用日数は、トータルでおおむね半年以内が目安）
- 居宅サービス計画作成に当たり、要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超える場合、市町村が介護支援専門員等に事前相談を求める場合には、あらかじめ調整を行う。

（３）人員配置

- 夜勤職員として介護職員又は看護職員を常時、１名以上配置
- 責任者を定める。

(4) 宿泊設備

- 利用定員は通所介護事業所の定員の2分の1かつ9人以下
- 車椅子利用者への対応として、段差の解消や廊下幅の確保等の配慮
- 宿泊室の面積
＜個室＞1室あたり7.43㎡以上 ＜それ以外＞1人あたり7.43㎡以上
- 多床室の定員は1部屋あたり4人以下
- 個室以外はパーティション等によりプライバシーを確保（カーテン不可）
- 男女同室とならないよう配慮
- 宿泊設備の基準を著しく下回る行為（著しく狭い空間での雑魚寝、プライバシーのない状態でのおむつ交換など）は、高齢者虐待に該当する可能性があり、利用者の尊厳と権利擁護に配慮
- 消防法その他法令上規定された設備の確実な設置
- 定員に対する要介護3以上の利用者の割合が半数以上の場合は、スプリンクラー設備を確実に設置することとし、割合が半数以上でない場合も、スプリンクラー設備を設置するよう努めること

(5) 運営関係

- 事前に利用申込者又は家族に、サービス内容等について説明し、同意を得る。
- 4日以上連続利用予定者は、宿泊サービス計画を作成
- 4日未満の利用者も反復的・継続的に利用する予定の者は計画を作成すること
- 緊急時等の対応（主治の医師や協力医療機関への速やかな連絡など）
- 衛生管理上必要な措置（布団カバー、敷布等は利用者1人ごとに洗濯したものと取り替えるなど）
- 苦情処理受付窓口の設置
- 事故発生時の対応（市町村への事故報告など）
- 県及び市町村が行う調査への協力
- 利用者に対する宿泊サービスの提供に関する記録を整備し、その完結した日から5年間保存すること

4 その他

- 宿泊サービスを行う事業者は、この指針で定める内容以上のサービス提供を目指すことを望む。
- 日中の通所介護サービスの提供に支障を来さないことが原則であり、運営規程を別に定め、通所介護と宿泊サービスの提供時間と会計は明確に区分
- 有料老人ホームに該当する場合（通所介護の指定区画外の宿泊場所に、実質的な「居住」利用者がある場合）や旅館業法の適用を受ける場合（当該通所介護事業所の利用者以外の者を「業」として宿泊させる場合）には、関係法令に基づく手続きをとることを求める。
- 宿泊サービスを実施する事業者は、事前に指定権者へ届け出ること

協力医療機関に関する届出について

1. 概要

令和6年度介護報酬改定に伴い、1年に1回以上、協力医療機関との間で入居者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認し、当該医療機関の名称や協定内容等を指定権者に届け出ることが義務付けられました。

2. 対象サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、
認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム

3. 提出方法

郵送又は持参にて指定の様式により提出してください。

届出にあたっては、協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書等）を添付してください。

サービス種別	様式
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・特定施設入居者生活介護・養護老人ホーム	別紙1 協力医療機関に関する届出書
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護	別紙3 協力医療機関に関する届出書

様式は東三河広域連合ホームページよりダウンロードしてください。

URL：<https://east-mikawa.jp/inner.php?id=1667>

提出先：〒440-0806 豊橋市八町通2丁目16番地（豊橋市職員会館5階）

東三河広域連合 介護保険課 指定グループ

4. 留意事項

- 令和6年度分の届出について、未提出の事業所は速やかに提出してください。その後は年に1回以上届出を行ってください。
- 協力医療機関や協力医療機関との契約内容に変更があった場合には変更届も併せて提出してください。

中山間地域居宅サービス運営支援金交付事業について

◎ この事業は、東三河の中山間地域（新城市鳳来地区・作手地区・設楽町・東栄町・豊根村）の高齢者が、住み慣れた地域で在宅生活を継続できるように、1件毎に長距離移動を要する中山間地域の居宅を訪問又は居宅から事業所への送迎をして、介護サービスを提供する事業所に対し、運営負担の軽減のため、毎月のサービス提供実績（訪問/送迎距離・回数）に応じた運営支援金を交付し、事業所の安定した運営環境の確保を図るものです。

1 運営支援金の交付対象となる訪問地域（中山間地域）

- (1) 新城市鳳来地区 (2) 新城市作手地区 (3) 設楽町 (4) 東栄町 (5) 豊根村

2 運営支援金の対象となる居宅サービス（※公設事業所は除く。）

(1) 訪問系サービス・居宅介護支援

- ① 訪問介護、介護予防訪問サービス及び広域型訪問サービス
- ② 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護及び介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑥ 夜間対応型訪問介護
- ⑦ 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護 ※訪問
- ⑧ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）※訪問
- ⑨ 居宅介護支援

(2) 通所系サービス・短期入所サービス

- ① 通所介護、地域密着型通所介護、介護予防通所サービス及び広域型通所サービス
- ② 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
- ③ 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
- ④ 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
- ⑤ 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護
- ⑥ 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護 ※通い・宿泊
- ⑦ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）※通い・宿泊

【備考】

- ・事業所の所在地は問いません。（広域連合外・県外の事業所も算定対象となります。）

3 居宅訪問が運営支援金の算定対象となる利用者の要件

◎中山間地域に実際に居住する、東三河広域連合の被保険者或いは住所地特例の対象者であること。

4 支援金の計算方法

(1) 訪問系サービス・居宅介護支援

【計算式】 ※様式3（その2）のエクセルで自動計算

{移動距離（1 km 単位、端数は四捨五入）－10 km} × 訪問回数（月） × 距離単価67円

(2) 通所系サービス・短期入所サービス

【計算式】 ※様式3（その3）のエクセルで自動計算

{移動距離（1 km 単位、端数は四捨五入）－10 km} × 送迎回数（迎え・送り各片道分／月） × 距離単価67円

- ・利用者の居宅までの移動距離（片道）・回数に応じ、67円／km を交付。
- ・居宅介護支援の算定回数は、利用者に対しモニタリングを行う月1回を上限とする。
- ・移動距離は、Google マップの経路検索※を用いて、事業所と利用者の居宅までの最短距離を計測して算出する。（経路が実際に通る道ではなくても、経路検索結果を実績とする。）
- ・算定対象となる移動距離事業所から利用者居宅までの移動距離（1 km 単位、端数は四捨五入）から10 km を減じた距離分とする。
- ・事業所を出てから2件以上連続で訪問・送迎しても、それぞれ事業所から利用者居宅への距離で計算可。
- ・それぞれ算定対象利用者1人ずつ算定した結果を合算し、事業所の一月分の実績報告金額とする。

※ Google マップ（ウェブサイト・アプリ）の使用に当たっては、必ず「Google 利用規約」及び「Google マップ/GoogleEarth 追加利用規約」をお読みいただき、同意の上でご利用ください。（使用に関し、広域連合は責任を負いかねます。）

【計算例】

（訪問系サービス・居宅介護支援の場合）

- ・18.2km 離れたAさんに月5回、訪問介護を提供 ⇒ $(18-10) \text{ km} \times \text{月5回} \times 67 \text{ 円} = 2,680 \text{ 円}$
- ・9.7km 離れたBさん、その後連続して15.6km 離れたCさんに月5回、訪問看護を提供
⇒ Bさんは10.5km 未満なので対象外。

Cさんは、Bさん宅経由の合計距離ではなく、 $(16-10) \text{ km} \times \text{月5回} \times 67 \text{ 円} = 2,010 \text{ 円}$

（通所系サービス・短期入所サービスの場合）

- ・18.2km 離れたAさんに月5回、短期入所生活介護において送迎（迎え・送り）を実施
⇒ $(18-10) \text{ km} \times (\text{月5回} \times 2 \text{ 回（迎え・送り）}) \times 67 \text{ 円} = 5,360 \text{ 円}$
- ・9.7km 離れたBさん、その後連続して15.6km 離れたCさんに月5回、通所介護を提供
⇒ Bさんは10.5km 未満なので対象外。Cさんは、Bさん宅経由の合計距離ではなく、
 $(16-10) \text{ km} \times (\text{月5回} \times 2 \text{ 回（迎え・送り）}) \times 67 \text{ 円} = 4,020 \text{ 円}$

移動距離が10.5 kmに満たない利用者居宅は対象外

移動距離が10.5 km以上の利用者居宅は、超えた距離分が交付対象

交付対象距離

10.5 km

移動距離

5 届出・申請手続きについて

(1) 初回申請前に、対象事業所届出書【様式第1】をメールで提出してください。

※初回の申請書類提出時に、同じメールに添付してください。

(2) サービス提供月の翌月15日を提出期限として、申請書兼実績報告書【様式第3（その1）（その2又はその3）】を広域連合介護保険課にメールで提出してください。送付時には、【様式第3（その2）】又は【様式第3（その3）】のエクセルデータに必ずパスワードを設定し、パスワードは別メールで連絡して下さい。

ただし、3月サービス提供分については、3月31日付で提出して下さい。

(3) 介護保険課から交付決定・実績確定通知書（不交付の場合は不交付決定通知書）が届きます。

(4) 交付決定・実績確定通知書が届いたら、交付請求書【様式第6】を介護保険課にメールで送付して下さい。

【留意事項】

- ・届出者、申請者は法人の代表者とし、事業所単位で届出・申請して下さい。
- ・届出内容に変更があった場合、要件を満たさなくなった時には、速やかに対象事業所（変更・中止）届出書【様式第2】を提出してください。
- ・年度の途中からでも届出次第、申請可能です。
- ・届出・申請書類は、申請時から5年間、保存（電子データでも可）をお願いします。

6 その他

- ・後日、届出のあった事業所を対象としたアンケートを行いますのでご協力をお願いします。

【届出・申請先】 東三河広域連合 福祉事業部介護保険課 指定グループ宛
E-mail : kaigohoken@union.higashimikawa.lg.jp

【お問い合わせ】 電話（介護保険課 指定グループ）： 0532-26-8470・8471